議会議案第8号

市長専決処分事項指定の件の一部を改正する件について

市長専決処分事項指定の件の一部を改正する件を次のように定める。

令和7年(2025年)3月21日提出

提出者	鎌倉市議会議員		前	Ш	綾	子
同	同	上	吉	岡	和	江
同	同	上	納	所	輝	次
同	同	上	保	坂	令	子
同	司	上	中	村	聡-	一郎

(提出理由)

議会の議決を経て締結した工事請負契約について、週休2日確保工事の実施、急激なインフレーション又はデフレーションにより、当初契約金額の1割以内の額の変更をするものであり、かつ変更の額が一定額未満である場合に限り、市長において専決処分ができるとして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定事項を追加するものである。

市長専決処分事項指定の件の一部を改正する件

市長専決処分事項指定の件(昭和44年6月7日市会議決)の指定事項に次の1項を加える。

- 3 議会の議決を経て締結した工事請負契約(契約の内容が建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事のみの契約に限る。)について、次に掲げる事由により当初契約金額の1割以内の変更(当該変更の額が鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月条例第6号)第2条に規定する額未満のものに限る。)をする契約を締結すること。
- (1)鎌倉市週休2日確保工事実施要領の規定(令和6年11月27日市長 決裁)による経費補正の実施
- (2) 予期することのできない特別の事情による工期内における急激な インフレーション又はデフレーション